

第1回 データセンターの立地に関する 関係省庁連絡会議 説明資料

2026年9月10日

1. 総務省・経済産業省

2. 消防庁

3. 資源エネルギー庁

4. 国土交通省

5. 環境省

地域と共生したデータセンターの立地に向けた取り組み

＜これまでの取組＞

- ワット・ビット連携官民懇談会※取りまとめ1.0（2025年6月）を踏まえ、日本データセンター協会（JDCC）が、地域との共生の観点から地域の実情や特性を踏まえた対話や取組を実践する際の参考となる考え方をまとめた「**データセンター地域共生ガイドライン（ガイドライン）を策定（2026年5月）**」。

※ データセンターを含むデジタルインフラの今後の整備に向け、将来的なワット・ビット連携も念頭に、官民の関係者における連携・協調を図る会議体

- 関係省庁と協力し、事業者、業界団体及び地方自治体に対するガイドラインの周知徹底に取り組むとともに、GX地域共創補助金※では地域共生に取り組む事業者に対する加点措置を講じている。

※ 脱炭素電源の立地地域に新設する事業所において、脱炭素電力を活用した付加価値の高い事業活動を行う際の設備投資等に対する支援を行う補助事業

＜今後の検討の方向性＞

- ガイドラインの遵守状況を含め、事業者や自治体の**地域共生に向けた取組の現状把握**を行う。
- 現状を踏まえ、ガイドラインの拡充をはじめ、**取組の拡大に向けた対応策の具体化**を進める。

データセンター地域共生ガイドラインの概要

- **地域との共生にかかるコミュニケーションの在り方**
 - ・ 立地検討段階での地域自治体担当窓口や住民への連絡・説明の実施
 - ・ 建設者・運営者と施設の所有者が異なる場合であっても、一元的な対応を行うデータセンター建築・運営にあたっての「一元的な対話の窓口」の設置・専門用語を使わずに丁寧にわかりやすく説明、回答。
- **地域への説明事項例の整理**
 - ・ 事業計画（施設の規模、用途、運用開始時期等）の説明
 - ・ 住民生活への影響と対策（電力消費量、景観、排熱、安全対策など）
 - ・ 住民参加の仕組み（自治会等との恒常的な連絡ルート明確化）
 - ・ 情報公開の仕組み 等
- **住民から寄せられる懸念事項への回答とその対応指針**
 - ・ 排熱、騒音、地域の交通への影響、景観、危険物（重油）火災リスク、電磁波、水の消費、非常用発電機からの排煙

ガイドラインの補助事業※での活用

※ データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業

- データセンターをはじめとするデジタルインフラは、東京圏、大阪圏に集中して立地されており、耐災害性強化や地域におけるDXの推進等を図るうえでの課題となっている。
- このため、総務省では、東京圏、大阪圏に集中するデータセンターの分散立地を推進すべく、データセンター等の整備に対する支援を行うこととしており、**令和8年度以降の事業の採択に当たっては、ガイドラインを遵守する事業を高く評価することとし、ガイドラインの業界への浸透を図る。**

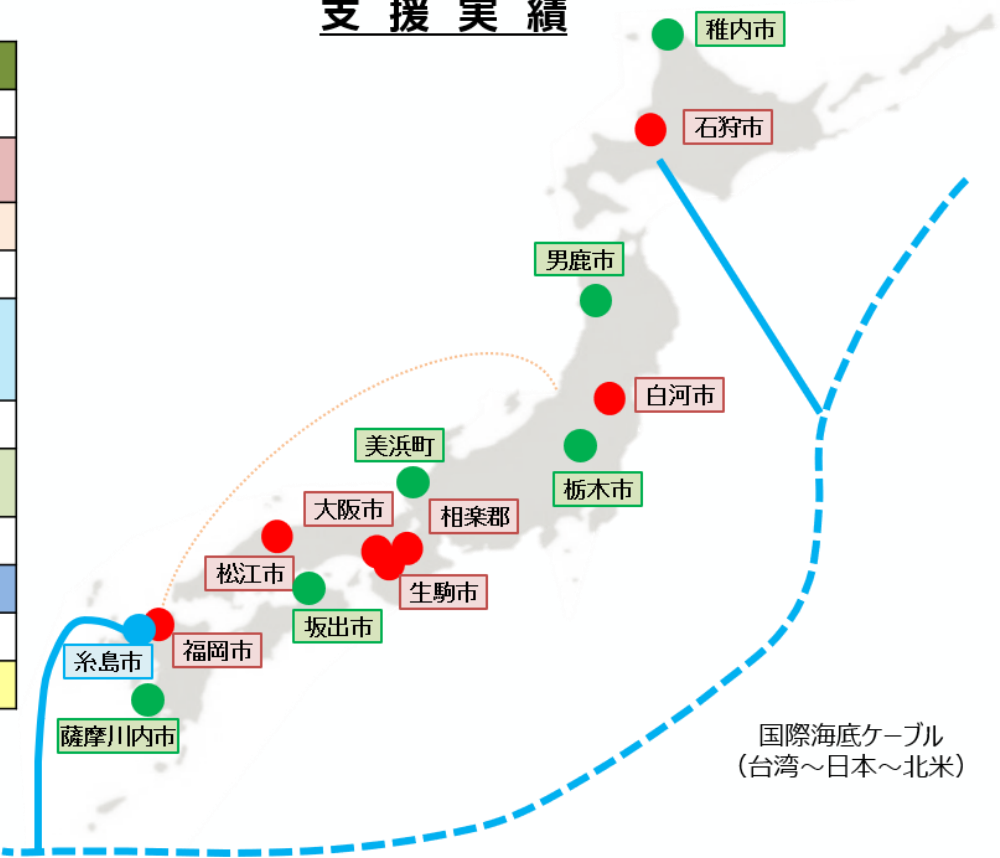
支援スキーム

支援対象	補助率
データセンター、IX 海底ケーブル陸揚局舎 【東京圏※1・大阪圏※2以外のものに限る】	1 / 2
国内海底ケーブル 【房総・志摩以外に陸揚げされるものに限る】	4 / 5
国際海底ケーブル 分岐支線・分岐装置 【房総・志摩以外に陸揚げされるものに限る】	4 / 5

※1 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県
※2 大阪府・京都府・兵庫県

予算額合計	1 3 2 9 億円
令和3年度補正	5 0 0 億円
データセンター	7 件 (交付決定済)
国内海底ケーブル	(予定)
令和5年度補正	1 0 0 億円
国際海底ケーブル の陸揚局、 分岐支線・分岐装置	1 件 (交付決定済)
令和6年度補正	1 2 0 億円
データセンター	6 件 (採択済)
令和7年度補正	4 0 0 億円
海底ケーブル	(予定)
令和8年度当初	2 0 9 億円
データセンター	(予定)

支援実績



1. 総務省・経産省

2. 消防庁

3. 資源エネルギー庁

4. 国土交通省

5. 環境省

次世代AIデータセンターにおけるリチウムイオン蓄電池の消防法令上の取扱いに係る検討について

背景及び制度概要

- 次世代AIデータセンターには、従来から設置されている非常用発電機の地下タンク（重油）に加え、大量のリチウムイオン蓄電池が設置されることが想定されている。
- リチウムイオン蓄電池については、内部の電解液が消防法上の危険物（引火性液体：第4類第2石油類等）に該当し、各リチウムイオン蓄電池の電解液の量を合算し、その量が一定量以上（第4類第2石油類の場合は、1kL以上）になる場合には、消防法令上の危険物施設として一定の安全対策（施設周囲の空地、建物の構造規制、消火設備等）が求められる（消防法第10条）。
- ただし、一定の耐火性を有した箱にリチウムイオン蓄電池を収納した場合、電解液量の合算は行わず、一つの箱内のリチウムイオン蓄電池の電解液量で判断する旨の運用通知を发出（令和6年7月2日付け消防危第200号）。



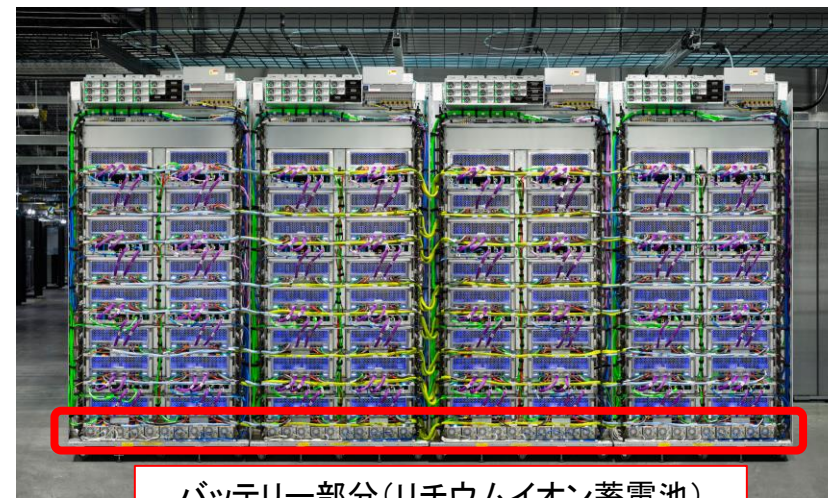
【耐火性を有する箱のイメージ】
（親和パッケージ株式会社提供）

規制改革実施計画における実施事項とその対応

＜規制改革実施計画＞

消防庁は、次世代AIデータセンターに設置される大量のリチウムイオン蓄電池について、日本の都市構造・人口密度・消防体制・建築環境等の特性を踏まえ、国際的な基準であるUL（米国保険業者安全試験所）9540Aとの整合性を確保しつつ、当該基準に適合した試験手順及び合格基準によってリチウムイオン蓄電池の安全性を確認した場合には、合算除外ができるよう、通知に当該基準を加える改正を行う。その際、次世代AIデータセンターのように開口部が必要な場合に国内で試験ができるよう、我が国の試験方法の整備も検討する（令和8年度措置）。

本年6月から、GX新技術等に係る危険物規制に関する検討会にて、令和8年度中の措置に向け、検討を実施しているところ。



バッテリー部分（リチウムイオン蓄電池）

サーバーラックに収納されたリチウムイオン蓄電池
出典：Google Cloud（2023年9月WEBブログ記事より抜粋）

次世代AIデータセンターにおけるガス系消火設備等の代替としての水消火設備の設置に係る検討について

制度概要

- 次世代AIデータセンターは、一般的に、消防法令上の通信機器室に該当するため、感電、水損等の二次災害のおそれのあるものとして、ガス系の消火設備等の設置が義務付けられている（消防法施行令第13条）。

【消防法施行令第13条の概要（関連部分のみ）】

通信機器室（※）で、床面積が500㎡以上のものは、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置しなければならない。

※ 自動又は手動により信号の送受を行うための機器類が収納されている室をいい、電話通信、電報通信、無線通信、搬送通信、データ通信等に供されるものがある。

規制改革実施計画における実施事項とその対応

<規制改革実施計画>

消防庁は、大量のリチウムイオン蓄電池を設置する次世代A Iデータセンターの火災における水消火設備の有効性及び感電・水による損傷（水損）等の二次災害に対する安全性について、a※の検討と同時期に検討に着手し、結論を得る。その際、避難者及び消防隊員の安全性も考慮する。当該結論を踏まえ、水消火設備の設置が可能となるよう、消防法施行令第29条の4第1項に基づく総務省令の制定又は改正を含めた規制の見直しを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

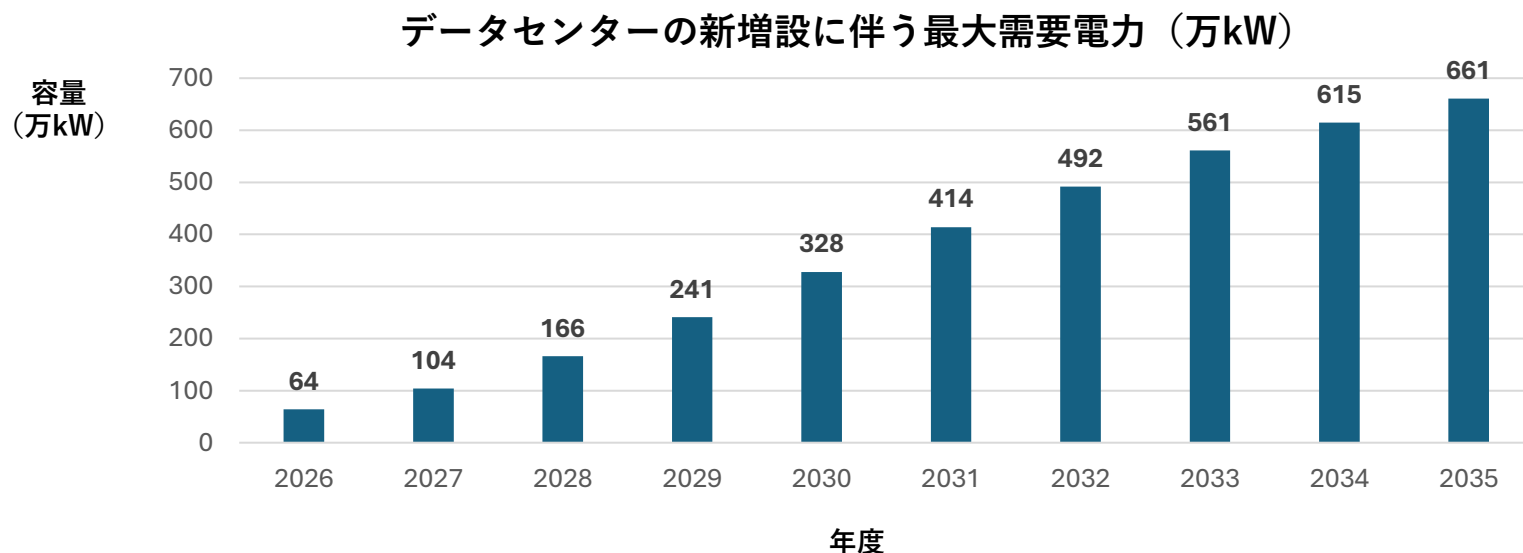
※ 前頁の検討を指す。

- 次世代A Iデータセンターにおけるスプリンクラー設備の設置に向けて、海外事例の調査に着手。来年度、検証実験等を実施予定。
- これらを踏まえ、予防行政のあり方に関する検討会及び消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会（いずれも令和8年7月に第1回を開催）にて、次世代A Iデータセンターにおけるスプリンクラー設備の設置等について検討する。議論の結果、必要がある場合は速やかに消防法令に基づく技術基準の改正を実施予定。

1. 総務省・経産省
2. 消防庁
- 3. 資源エネルギー庁**
4. 国土交通省
5. 環境省

データセンターに関連する系統接続の課題について

- 近年、AX・DX・GXの進展に伴う電力需要の増加により、**大規模な接続申込みが大幅に増加**し、一部の地域では**送電網の空き容量がひっ迫する**とともに**系統接続までの期間が長期化**している。
- 実際に、データセンターの新增設に伴う最大需要電力は2026年度と比較して、2035年度には600万kW程度上乗せされる見込み。
- 系統接続の長期化の背景には、**確保した系統容量を十分に利用しない系統容量の「空押さえ」**の存在に加え、**施工を担う人材の不足**や**変圧器等の機器調達の長期化**といった供給制約がある。
- **真に電力を必要とする需要家の早期連系を実現する**ため、系統接続に係る規律の強化や、施工力の確保に向けた取り組みなど、**多面的な対応**を進める必要がある。



出典：電力広域的運営推進機関「全国及び供給区域ごとの需要想定（2026年度）」

現在の取り組み①（立地誘導）

- 早期に電力供給を開始できる場所を示した「ウェルカムゾーンマップ」を、全ての一般送配電事業者が示すことで、大規模電力需要施設の立地誘導に取り組んでいる。

<北海道電力ネットワーク>

- ・ 接続可能な電力容量や用地のほか、工業団地等についても地図上で確認可能。

▽苫小牧市周辺の例

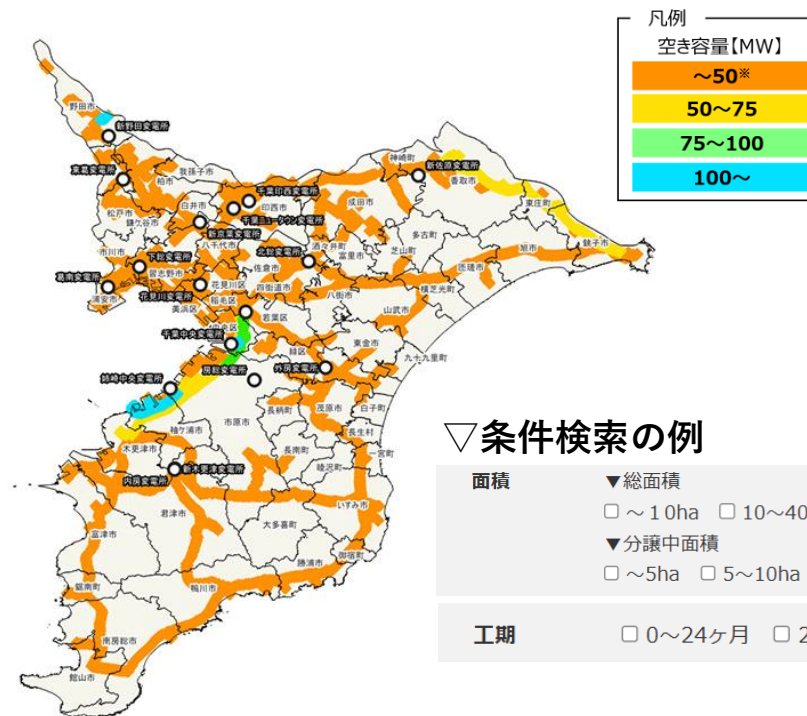


出典：<https://hello.hepco.co.jp/map/?v=es>

<東京電力パワーグリッド>

- ・ 地図上で供給余力を確認可能。面積・地価・電力供給の工期といった条件により、工業団地の用地の検索が可能。

▽千葉県の場合（66kVでの受電）



▽条件検索の例

面積	▼総面積
	☐ ~10ha ☐ 10~40ha ☐ 40~70ha ☐ 70~100ha ☐ 100ha~
	▼分譲中面積
	☐ ~5ha ☐ 5~10ha ☐ 10~40ha ☐ 40~70ha ☐ 70ha~
工期	☐ 0~24ヶ月 ☐ 25ヶ月~48ヶ月 ☐ 49ヶ月以上/記載なし

出典：<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/zonemap/>

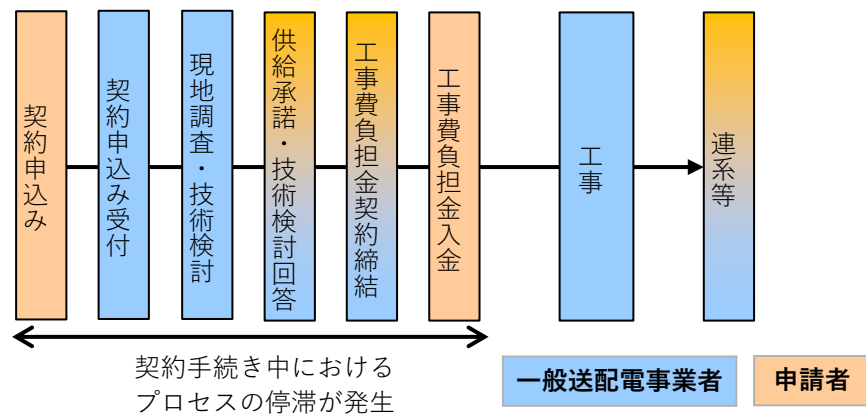
現在の取り組み②（空押さえ対策）

- 確保した系統容量を十分に利用しない「空押さえ」に対して、以下の対応を進めている。

契約申込みの取消し

- 系統接続に向けた契約手続きの停滞を防ぐため、需要家都合による大幅な計画の変更など一定の場合に、契約申込みの取り消しを行う対策を整理。
- 2026年10月より適用予定。

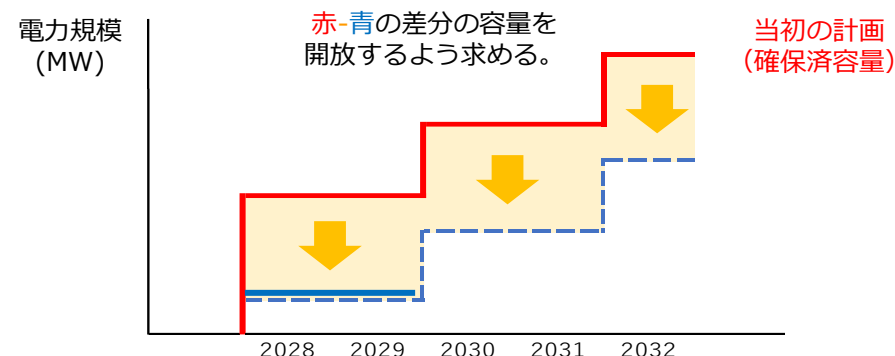
< 契約申込みから系統接続までの流れ >



容量開放と設備の費用負担

- 大規模需要家が確保した容量が計画どおりに使われていない一定の場合において、未利用容量の開放を求めると同時に、系統整備に要した費用の適切な負担を求める仕組みを整理。
- 2027年4月より適用予定。

< 容量開放のイメージ >



需要家の早期連系を実現するため、今後は、施工力不足や設備機器の調達制約への対応、既存設備の最大限の活用も検討していく。

1. 総務省・経産省
2. 消防庁
3. 資源エネルギー庁
- 4. 国土交通省**
5. 環境省

建築基準法におけるデータセンターの取扱いについて

- 都市計画で定められる用途地域の種類に応じ、建築基準法において、**周辺への影響を鑑みて建築物の用途を制限し、市街地環境を確保**している。
- 個々の建築物の用途は、**建築主事等が建築物の使われ方等から判断**。データセンターについては、その利用実態などを勘案し、**「事務所」や「倉庫」などと判断**されている。このため、大規模なデータセンターは、住居専用地域において建築が制限されている。(下図参照)

用途地域等	住居系								商業系		工業系		用途地域の指定のない区域※2	
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域		工業専用地域
「事務所」、「倉庫」 ○：建てられる ×：原則として建てられない ※1 階数、床面積の制限 ①：床面積1,500㎡以下かつ2階以下 ②：床面積3,000㎡以下	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	○

※1 用途規制上立地できない用途であっても、特定行政庁が個別に当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認めて建築審査会の同意を得て許可した場合等は立地可能。

※2 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。

地域の実情に応じた適切な立地の推進

<これまでの取り組み>

- ・近年、大規模なデータセンターの一部において、地元との合意形成や地域共生に関する課題が生じている状況を踏まえ、令和 8 年 6 月に地方公共団体の建築部局及び都市計画部局に対し、地方公共団体や業界団体が策定した「ガイドライン」を周知するとともに、データセンターの地域共生に向けた立地誘導の手法等を紹介。

今後の取り組み

○地域共生に向けたまちづくり手法等の取組の現状把握

- ・地方公共団体における、データセンターの地域共生に向けたまちづくり手法(地区計画等)の取組の現状把握を行う。

※ 併せて、データセンターの立地を想定した、地方公共団体のまちづくり部局と産業振興部局等が連携して検討すべき事項についても整理する。

規制合理化に向けた検討

- 規制改革推進会議デジタル・AIワーキングにおける議論を踏まえ、「規制改革実施計画」（令和 8 年 7 月に閣議決定）において、データセンター等に格納するリチウムイオン蓄電池について、安全性の確認を前提として、建築基準法における扱いの見直し等を検討し、結論を得次第速やかに措置する旨を記載。
- 現在、消防庁とも連携し、規制合理化に向けた検討を進めている。

<現行の規定>

- ・建築基準法において、消防法に定める危険物の指定数量に応じて、用途地域ごとに貯蔵量の上限を規定。
- ・リチウムイオン蓄電池内部の電解液の貯蔵量を用途地域に応じて規制。

<現行の規定>

- ・火災時に発生する煙・ガスを有効に屋外へと排出し、建築物内部の人を安全に避難させるため、建築物の用途・規模等に応じて、排煙設備の設置を規定。

今後の取り組み

<規制改革の内容>

- ・消防法上の合算除外が認められるリチウムイオン蓄電池について、消防庁の検討と並行し、建築基準法上の貯蔵量制限の適用を除外することの検討に着手し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

<規制改革の内容>

- ・水消火設備を設置する場合における排煙設備の要否について、消防庁と連携し、火災時に発生し得る有毒ガス・煙のリスク及び避難等の観点も考慮した上で、排煙設備の設置が免除されるよう、所要の措置を講ずる。

<方向性>

- ・消防庁におけるリチウムイオン蓄電池の貯蔵量制限の合算除外に係る検討状況を踏まえ、建築基準法の用途地域ごとに貯蔵量制限の適用除外について適切に検討する。

<方向性>

- ・消防庁におけるスプリンクラー設備の設置の可否に関する検討状況を踏まえ、建築基準法においても排煙設備の設置を要しない建築物の部分について適切に検討する。

1. 総務省・経産省
2. 消防庁
3. 資源エネルギー庁
4. 国土交通省
- 5. 環境省**

現状

【騒音】

- 騒音規制法により、都道府県知事等が指定する地域（指定地域）において、データセンターに設置される送風機※は、著しい騒音を発生する施設（特定施設）として規制されており、騒音の規制基準を遵守する必要がある。

※原動機の定格出力7.5kW以上

- 指定地域は、原則、都市計画法の用途地域に準拠して指定されるが、住居の生活環境を保全する必要が認められる場合、用途地域以外の区域に対しても指定が可能である。

【ばい煙】

- 大気汚染防止法により、発電機（非常用を含む）は、規模等に応じてばい煙発生施設として規制されており、設置の届出、都道府県等による立入検査等の対象となる。
- ただし、非常用施設は排出基準の適用が猶予されるほか、運転開始時のばい煙は規制対象とはならない。

対策の方向性

- 生活環境への影響に関する懸念が生じていることを踏まえ、自治体や業界団体へのヒアリング等を実施し、自治体と連携のうえ、騒音、ばい煙、排熱についての実態や対策の実施状況を把握する。

背景

- 我が国の温室効果ガス排出量は約10億トン（CO₂換算）、このうちデータセンターを含む「業務その他部門」は約1.65億トン、データセンター由来の排出量は約800-900万トンと推計されている。
- 地球温暖化対策計画では、「業務その他部門」の排出量を2040年には約4000万～5000万トンに削減する目安を掲げているところ、電力需要の増加が見込まれるデータセンターの脱炭素の取組は不可欠。

対策の方向性

- データセンターの脱炭素化には、①電力消費量の低減と、②使用電力の脱炭素化が必要。
 - ① **電力消費量の低減**
高効率機器の導入・未利用エネルギーの活用等。特に、消費電力のうち空調設備が約4割を占めており、冷却効率の高い設備の導入や未利用の冷熱の活用などが重要。
 - ② **使用電力の脱炭素化**
再エネ電源の活用等。敷地内のみならず、敷地外の再エネ電源の活用を促す。
- 環境省では、データセンターの脱炭素化に向けて、再エネ設備・高効率機器等の導入や未利用エネルギーの活用支援、省CO₂技術の開発実証等（令和8年度4件採択済み）を進めていく。